

日行連発第240号  
平成26年6月5日

各 単 位 会 長 様

日本行政書士会連合会  
会 長 北 山 孝 次  
第一業務部  
部 長 矢 野 浩 司

大型車両の通行の適正化に関する関係政令、省令の整備及び関係通達の改正等について  
(H25道路法等の一部改正関連)

平成25年6月5日に公布された道路法等の一部を改正する法律(平成25年法律第30号。以下「法」という。)により、道路法(昭和27年法律第180号)等が改正され、大型車両の通行許可の迅速化(第47条の3)および制限違反を繰り返す車両の使用者等に対する監督強化(第72条の2)に関する規定が定められました。

これらの規定は、法の施行後1年以内に政令で定める日から施行することとされており、今般、国土交通省より、この施行に必要となる関係政令、省令の整備及び関係通達の改正について、平成26年5月28日に公布、平成26年5月30日に施行したことの発表がなされましたので、下記のとおり情報提供いたします。

詳細につきましては国土交通省ホームページをご確認ください。

各単位会におかれましては、所属会員への周知等についてご協力いただけますようお願いいたします。なお、当該情報については、日行連会員ホームページにも掲載を予定しておりますので、ご承知置きください。

記

【国土交通省ホームページ】

- ・ 大型車両の通行の適正化に関する関係政令の整備について  
[http://www.mlit.go.jp/report/press/road01\\_hh\\_000421.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000421.html)
- ・ 大型車両の通行の適正化に関する関係省令の整備について  
[http://www.mlit.go.jp/report/press/road01\\_hh\\_000422.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000422.html)
- ・ 大型車両の通行の適正化に関する関係省令の整備に係る所要の通達改正について  
[http://www.mlit.go.jp/report/press/road01\\_hh\\_000423.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000423.html)

以 上